

由良川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「由良川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、由良川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者を追加及び参加させることができる。
- 4 協議会は、協議会の運営に必要な情報交換や各種検討・調整等を行うことを目的として、幹事会を設置する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 由良川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果概要をホームページで公表するとともに、協議会へ報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和2年 8月28日から施行する。

令和2年12月 9日改正。

令和3年 3月25日改正。

令和4年 3月23日改正。

令和5年 5月30日改正。

別表

機 関	構 成 員
福知山市	市長
舞鶴市	市長
綾部市	市長
宮津市	市長
南丹市	市長
京丹波町	町長
丹波篠山市	市長
丹波市	市長
京都府 建設交通部	理事
兵庫県 土木部	総合治水課長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官
林野庁 京都大阪森林管理事務所	事務所長
気象庁 京都地方気象台	台長
気象庁 神戸地方気象台	台長
環境省 近畿地方環境事務所	環境対策課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	
近畿北陸整備局	局長
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	事務所長
(オブザーバー)	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	京都水力センター所長

(順不同)